

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案新旧対照条文
毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 無機亜鉛塩類。ただし、次に掲げるものを除く。 イ 炭酸亜鉛 ロ 雷酸亜鉛 ハ 六水酸化錫^{すず}亜鉛 ニ 六（略） 七 アンチモン化合物及びこれを含む製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 イ 四アセトキシフェニルジメチルスルホンウムⅡヘキサフルオロアンチモネート及びこれを含む製剤 ロ アンチモネート及びこれを含む製剤 ロ ホ 八 三十一の二（略） 三十二 有機シアン化合物及びこれを含む製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) (69)（略） (70) N-シアノメチル-四-（トリフルオロメチル）ニコチンアミド（別名フロニカミド）及びこれを含む製剤 (71) (78)（略） (79) 二・六-ジフルオロ-四-（トランス-四-ビニルシクロヘキ	（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 無機亜鉛塩類。ただし、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。 ニ 六（略） 七 アンチモン化合物及びこれを含む製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 イ 二 イ 二 八 三十一の二（略） 三十二 有機シアン化合物及びこれを含む製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) (69)（略） (70) (77)（略）

2 (略) 九十九の四〓百九 (略)	シ(ル)ベンゾニトリル及びこれを含む製剤 (80) 〓 (110) (略) (111) ニーフルオロー四―(トランス―四―ビニルシクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含む製剤 (112) ニーフルオロー四―「トランス―四―(E)―」(プロパー― エン―イーイル)シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含 有する製剤 (113) 〓 (140) (略) (141) (Z)―「五―「四―メチルフエニルスルホニルオキシ ―フェニルスルホニルオキシイミノ」―五H―チオフェン―ニ― イリデン」―(ニ―メチルフエニル)アセトニトリル及びこれを 含む製剤 (142) 〓 (144) (略) 三十三〓九十九の二 (略) 九十九の三 メチル〓N―「二―「一―(四―クロロフェニル)―H ―ピラゾール―三―イルオキシメチル」フェニル」(N―メトキシ) カルバマート(別名ピラクロストロビン)及びこれを含む製剤 。ただし、メチル〓N―「二―「一―(四―クロロフェニル)― H―ピラゾール―三―イルオキシメチル」フェニル」(N―メトキ シ)カルバマート六・八%以下を含むものを除く。	(78) 〓 (108) (略) (109) 〓 (136) (略) (137) 〓 (139) (略) 三十三〓九十九の二 (略) 九十九の三 メチル〓N―「二―「一―(四―クロロフェニル)―H ―ピラゾール―三―イルオキシメチル」フェニル」(N―メトキシ) カルバマート(別名ピラクロストロビン)及びこれを含む製剤
2 (略) 九十九の四〓百九 (略)		